

自治基本条例を考えるタウンミーティング

次 第

1 オリエンテーション

- ・タウンミーティングの進め方の説明（川中大輔さん）

2 条例案について

- ・事務局より説明
- ・条例案について意見交換

～休憩～

3 グループワーク 「地域のつながり・元気な地域づくり」

これまで活動を行っている人がより活動しやすい環境とは？

地域の中の様々な団体や個人の動きをネットワーク化する（連携や協働を具体化する）にはどうするか？

「関わっても良いと思いながら実際は動いていない」という人が動き出すためには何が必要か？

次の担い手を育てるにはどうするか？

- ・その他

4 グループワークを経ての振り返り

以 上

尼崎市もこれまでの20年とこれからの20年は違う

	1995年	2015年	2035年
15～64歳(A) (生産人口)	355,199	269,544	211,754
	差 85,655	差 57,790	
85歳～(B)	4,480	14,312	30,351
	差 9,832	差 16,039	
要介護3以上 ()	1,120	3,578	7,588
	差 2,458	差 4,010	
A÷B	79.2	18.8	6.9

現状において85歳以上の4人に1人が要介護3以上である。各年、同じ割合で試算

- ・15～64歳の生産年齢人口は、過去20年間で約86,000人減少。今後20年間ではさらに約58,000人減少
- ・85歳以上の人口は、過去20年間で約9,800人増加。今後20年間で約16,000人増加
- ・要介護3以上の人口は、過去20年間で約2,500人増加。今後20年間で約4,000人増加
- ・85歳以上の高齢者1人に対しそれを支える15～64歳の人数は、20年前は79.2人、現在で18.8人、20年後には6.9人となる
- ・このように今後、高齢化が加速度的に進む中、生産年齢人口が減る影響で税収が減る一方、介護・医療をはじめとした社会保障費は大幅な増加が見込まれる
- ・これまでの社会保障費の増加に対しては、行政職員の人員削減や給与カットで何とか収支を合わせてきたが、今後の社会保障制度をはじめとした行政サービスの維持のためには人員削減にも限界がある
- ・そのような中、地域社会をどうやって支えていくのか
- ・自身が地域や社会に自ら関わることなく、市場経済システムや公共制度に全て委ねるという社会は成り立たなくなる
- ・「地域」のみんなで協力し、対応していく関係を築いていく必要がある

(仮称) 尼崎市自治のまちづくり条例(案)

前文(調整中)

[構成要素]

- ・まちの成り立ち
- ・時代認識
- ・条例を定める意義
- ・これからのまちづくりへの決意

第1章 総則

目的

本条例は、本市を魅力的でくらしやすいまちにしていくため、本市における自治の基本理念や基本的な事項を明らかにするとともに、市民、市議会及び行政のそれぞれの権利や責務、役割を定め、市民による自治のまちづくりを進めることを目的とする。

定義

この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 住民
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (3) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (4) 事業者 事業を営む個人及び法人をいう。
- (5) 市民活動団体 公共の利益や社会貢献を目的として、主体的、自主的に取り組む、地縁や共通の関心によってつながった非営利の活動を行う団体をいう。
- (6) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (7) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいう。
- (8) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、本市を魅力的でくらしやすいまちにしていく取組をいう。
- (9) 参画 市政やまちづくりなどに主体的に参加することをいう。
- (10) 協働 立場や特性の異なる様々な主体が、対等な立場に立ち、目的や課題を共有し、お互いを認め、尊重し、適切な役割、責任分担のもと連携することをいう。
- (11) 地域コミュニティ 身近な地域における地縁や共通の関心によってつながった連帯性を持つ地域社会をいう。
- (12) シチズンシップ 社会を構成する一員として、より良い社会をつくっていくために、市

民一人ひとりが持つ当事者意識や行動力をいう。

自治の基本理念

市民による自治のまちづくりを進めるために、本市に関わる全ての主体が共有する基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政やまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市政やまちづくりについて、学び、関心を持ち、シチズンシップを高め、積極的に参画すること。
- (3) 協働による相乗効果を発揮し、まちづくりを推進すること。
- (4) 参画と協働によるまちづくりの推進に当たり、異なる立場や考え方をお互い理解しあいながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることを基本とすること。

第2章 市民の権利及び責務

市民の権利及び責務

- 1 市民は、市政やまちづくりの情報を得ることができる。
- 2 市民は、市政やまちづくりに参画することができる。
- 3 市民は、市政やまちづくりに参画するに当たっては、他者への理解の姿勢を持つとともに、自らの発言と行動に責任を持つよう努める。
- 4 市民は、協働によるまちづくりを行うに当たっては、お互いを理解するとともに、自発性及び自主性を尊重するよう努める。
- 5 子どもは、社会の一員として年齢や成長に応じて、第1項から第4項までの権利及び責務を有する。
- 6 事業者は、第1項から第4項までの権利及び責務を有するほか、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努める。

第3章 市議会及び市議会議員の責務

市議会及び市議会議員の責務

市議会及び市議会議員の責務は、別に条例で定める。

第4章 行政及び行政職員の責務

行政の責務

- 1 行政は、市民による自治のまちづくりを支援するとともに、協働によるまちづくりの推進に努める。
- 2 行政は、行政職員が の責務を果たせるよう、人材育成に取り組むとともに、組織の体制をつくるよう努める。

行政職員の責務

- 1 行政職員は、自治を担う一員としての自覚と責任感を持つとともに、全体の奉仕者として公正かつ公平な姿勢で、職務を遂行しなければならない。
- 2 行政職員は、知識や技能を向上させるとともに、市民の立場に立ち、前例にとらわれない柔軟な発想を持って、職務を遂行するよう努める。
- 3 行政職員は、市民が行うまちづくりを幅広い視野と視点から横断的に支援するよう努める。

第5章 情報の共有

情報の公開及び発信

- 1 行政は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、行政が保有する情報の公開を推進するよう努める。
- 2 行政は、行政の保有する情報がまちづくりに有効に活用されやすい形で公開するよう努める。
- 3 行政は、市政やまちづくりに関する情報を発信するに当たっては、市民の立場に立ち、効果的に行うよう努める。

個人情報の保護

行政は、信頼される市政の実現のため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じなければならない。

第6章 参画

参画の保障

- 1 行政は、市民の市政やまちづくりへの参画の機会を確保するよう努める。
- 2 行政は、市民の参画をより進めるため、市民の市政やまちづくりへの関心や、シチズンシップの向上につながるような機会を確保するよう努める。

住民投票

- 1 公職選挙法に定める尼崎市議会の議員及び市長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し住民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項の定めによる請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
- 3 市長は、住民投票の実施に当たっては、中立性を保持し、市民に対して当該事項に関する情報の提供に努めなければならない。
- 4 住民投票の投票権を有する者は、選挙権を有する者とする。
- 5 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重するものとする。
- 6 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 地域コミュニティと自治

地域コミュニティと自治

- 1 市民は、地域コミュニティを構成する一員として、お互い様の精神と対話の姿勢を持って、互いにくらしやすい地域づくりに取り組むよう努める。
- 2 市民は、市民活動団体への加入やその活動への参加など、地域コミュニティを守り育てるよう努める。
- 3 市民活動団体は、市民や他の市民活動団体と連携し、地域コミュニティにおけるつながりを深め、それぞれの能力をまちづくりに活かせるよう努める。
- 4 市民及び行政は、まちづくりを進める上で基盤となる地域コミュニティの重要性を認識し、地域コミュニティにおける活動の活性化に取り組むよう努める。
- 5 行政は、市民による自治のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重し、その自主性及び自立性が発揮されるよう、地域コミュニティの活動を支援するよう努める。

第8章 取組状況の調査等

取組状況の調査等

市長は、必要と認めるときは、本条例に基づく取組状況について調査し、必要な措置を講ずるものとする。

条例を構成する項目

前文

- ・条例を定める意義とまちづくりへの決意

目的

- ・市民による自治のまちづくりを進めていくこと

定義

- ・市民、参画、協働など用語の定義

自治の基本理念

- ・情報共有
- ・参画
- ・協働
- ・理解と対話

市民の権利及び責務

- ・市政やまちづくりの情報を得る権利
- ・市政やまちづくりに参画する権利
- ・参画に当たり、自らの発言と行動に責任を持つ責務
- ・協働のまちづくりに当たり、相互理解を深め、自発性及び自主性を尊重する責務
- ・子どもの権利及び責務
- ・事業者の権利及び責務

市議会及び市議会議員の責務

- ・別に条例で定める予定

行政の責務

- ・市民による自治のまちづくりの支援、協働のまちづくりの推進
- ・行政職員が下記の事項を果たせるような人材育成及び組織の体制づくり

行政職員の責務

- ・自治を担う一員としての自覚や責任感、公正かつ公平な考え方
- ・知識や技能の向上、柔軟な発想
- ・市民が行うまちづくりを横断的に支援

情報の共有

- ・情報の公開及び発信
- ・個人情報の保護

参画

- ・参画の保障
- ・住民投票

地域コミュニティと自治

- ・お互い様の精神及び対話の姿勢、互いにくらしやすい地域づくり
- ・市民活動団体への加入及び参加
- ・地域コミュニティにおける関係づくり
- ・地域コミュニティの重要性、地域コミュニティにおける活動の活性化
- ・地域コミュニティの活動への行政による支援

取組状況の調査等

- ・取組状況の調査、必要な措置

番号は、条文の条番号を示しています。

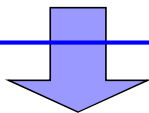
自治基本条例を考える タウンミーティング



自治基本条例ってなに？

憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める



団体自治

自治体として国から独立して団体の権限と責任において、地域の行政を処理する原則

住民自治

この住民自治の基本的なことを中心にルール化

地域における行政を行う場合に、その地域の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと

条例を構成する項目

前文

目的

・市民による自治のまちづくりを進めていくこと

定義

自治の基本理念

・情報共有 ・参画 ・協働 ・理解と対話

市民の権利及び責務

市議会及び市議会議員の責務

行政の責務

行政職員の責務

・ 情報の共有
・ 情報の公開及び発信
・ 個人情報の保護

・ 参画
・ 参画の保障
・ 住民投票

地域コミュニティと自治

取組状況の調査等

番号は、条文の条番号を示しています。

どうして条例が必要なの？

- 少子化・高齢化・人口減少社会
- 価値観やライフスタイルの多様化

→地域の支え合い機能・人材育成機能の
再構築が急務

→「税での対症療法」だけでなく「未然防止型・
予防型」の地域自治へ

地域自治を高めるために

- 行政の組織体制や職員の意識改革
- 地域振興センター機能の再構築
- 地域にかかる補助金の再編
→地域別予算制度の導入を検討

4

条例を通してめざしていること

- 子どもも大人も、また、個人や団体にかかわらず、一人ひとりの力がまちづくりに活きる地域環境づくり
- とともに学び、考え、それぞれの力を出しあい、誰もが希望と誇りを持って健やかにくらし、いける尼崎の未来を築いていく

5

これからのまちづくりへの決意を込めて

- 自分たちの地域をよりよくしていくのは、わたしたち一人ひとりだという意識と行動(シチズンシップ)
- お互いを尊重し、支えあうコミュニティ
- 行政の意識変革
- 市民の参画と協働

👉シチズンシップ

- ・この条例の定義では、「社会を構成する一員として、より良い社会をつくっていくために、市民一人ひとりが持つ当事者意識や行動力をいう。」と規定しています

6

条例の内容 [目的]

なぜ条例をつくるのか、その目的を定めています。

- 尼崎市を魅力的でくらしやすいまちにしていくため、自治の基本理念や基本的な事項、また、各主体の権利や責務、役割を定め、市民による自治のまちづくりを進める

👉ここがポイント！

- ・条例化することで、市民のみなさんが市政や身近な地域へ参画し、また、自治の力を発揮するための環境づくりを将来にわたり担保することを目的にしています
- ・また、市民、行政、尼崎市にかかわるみなさんが、それぞれの力を高め、ひいてはまちの魅力を高めていくことを意図しています

7

条例の内容 [基本理念]

尼崎市にかかわるみなさん全員で共有する、この条例を通して基本としている考え方を4つ、かかげています。

- 情報を共有すること
- 学び、関心を持ち、積極的に参画すること
- 協働すること
- お互いの理解と対話を積み重ねること

👉ここがポイント！

- ・「積極的な参画」のために、気軽に参加できる「学び」からスタートして、「関心」を持ち、自ら社会の一員として「参画したい」があふれるまちを目指しています

8

条例の内容 [各主体の権利責務 市民]

自治のまちづくりに対する、市民のみなさんの有する権利や責務を規定しています。

- 市政やまちづくりの情報を得る権利
- 市政やまちづくりに参画する権利
- 他者への理解の姿勢を持ち、発言と行動に責任を持つ責務
- 協働するにあたり相互理解を深め、自発性・自主性を尊重

👉ここがポイント！

- ・「参画」は「責務」ではなく「権利」として捉えています
- ・参画するとき、その発言と行動に責任を伴うことを規定しています
- ・協働するとき、立場や特性の異なるお互いをよく知り、その自発性・自主性を尊重するよう努めます

9

条例の内容

[各主体の権利責務 市民(続き)]

自治のまちづくりに対する、市民のみなさんの有する権利や責務を規定しています。

- 子どもの権利及び責務
- 事業者の権利及び責務

👉 ここがポイント！

- ・子どもは、一人の主体、社会の一員として、年齢や成長に応じ権利及び責務があることを規定しています
- ・事業者は、地域社会の構成者として地域社会と調和を図り、まちづくりに寄与することを規定しています

10

条例の内容

[各主体の責務 行政]

市民による自治のまちづくりを支える、行政の責務を規定しています。

- 市民による自治のまちづくりの支援、協働のまちづくりの推進
- 人材育成、組織の体制づくり

👉 ここがポイント！

- ・行政は、市民による自治の推進を支援するとともに、一主体としても、協働によるまちづくりの推進に努めることを規定しています
- ・行政職員一人ひとりがその責務を果たせるように、人材育成、組織体制づくりに取り組むことを規定しています

11

条例の内容

[各主体の責務 行政職員]

市民による自治のまちづくりを支える、行政職員の責務を規定しています。

- 自治を担う一員としての自覚と責任感、公正かつ公平な考え方を持って、職務を遂行

👉ここがポイント！

- ・行政職員は、本市をより良くするという意識や市民とともに自治のまちづくりを担う一員であるという自覚と責任感を持つ必要があることを規定しています

12

条例の内容

[各主体の責務 行政職員(続き)]

市民による自治のまちづくりを支える、行政職員の責務を規定しています。

- 知識や技能の向上、市民の立場に立ち、柔軟な発想を持って、職務を遂行

👉ここがポイント！

- ・行政職員は、担当する業務に関する知識や技能のほか、市民との良好な関係をつくる上で必要となるコミュニケーション能力などを向上させ、市民の立場に立ち、柔軟な発想で職務を遂行することを規定しています

13

条例の内容

[各主体の責務 行政職員(続き)]

市民による自治のまちづくりを支える、行政職員の責務を規定しています。

- 市民が行うまちづくりを幅広い視野と視点から横断的に支援

👉ここがポイント！

- ・行政職員は今後、協働の「つなぎ役」としての役割がより重要となります。市民が行うまちづくりを幅広い視野と視点から横断的に支援できるよう、必要に応じて関係課や関係団体に積極的につないでいくような意識を持つよう努めることを規定しています

14

条例の内容 [情報の共有]

自治のまちづくりを進めるために必要な「情報共有」について、行政の果たす責任を規定しています。

- 行政が保有する情報の公開を推進
- 情報が活用されやすい形での公開
- 市民の立場に立った、効果的な情報発信
- 個人情報 の適正管理と適切な保護措置

👉ここがポイント！

- ・情報公開推進、情報保護といった、既存の取組を改めて規定するとともに、市民のみなさんからの意見をふまえ、オープンデータの取組や効果的な情報発信に努めることなども規定しています

15

条例の内容 [参画 参画の保障]

自治のまちづくりを進めるために必要な「市民の参画」について、行政の果たす責任を規定しています。

- 市政やまちづくりへの参画の機会の確保
- 参画をより進めるための関心やシチズンシップの向上につながるような機会の確保

👉 ここがポイント！

- ・多様な手法で、市民のみなさんの参画の機会を確保することを規定しています
- ・また、参画をより進めるための入口として「学びの機会」を積極的につくり、関心やシチズンシップの向上につながるよう努めることも規定しています

16

条例の内容 [参画 住民投票]

市政への参画の手段の一つとして、常設型の住民投票について規定しています。

- 公職選挙法上の選挙権を持つ者の1/6以上の署名により実施請求できる
- 請求があったときは実施
- 実施にあたって中立性の保持と、情報提供の責務
- 投票結果の尊重

👉 ここがポイント！

- ・市民のみなさんが「これは大事」と思う事項について一定の署名が集まれば、市長は住民投票を実施しなければならないというものです
- ・市長は、実施にあたって、中立的な情報提供を行い、市民のみなさんがその事項について理解を深められるよう努めます

17

条例の内容 [地域コミュニティと自治]

身近な地域コミュニティへの関わり方や各主体の役割などについて規定しています。

- お互い様の精神及び対話の姿勢、互いにくらしやすい地域づくり
- 市民活動団体への加入とその活動への参加
- 地域コミュニティにおける個人や団体間の関係づくり
- 地域コミュニティの主体性が発揮されるような行政による活動支援

👉ここがポイント！

- ・市民のみなさん、行政ともに、地域コミュニティの重要性を認識し、その活動の活性化に取り組んでいきます
- ・行政は、今後具体的な施策として、地域振興センター機能の再構築や、地域別予算制度の導入などを進めていきます

18

条例の内容 [取組状況の調査等]

自治のまちづくりを進めていくために必要な、事後の調査等について規定しています。

- 取組状況の調査、必要な措置を行う

👉ここがポイント！

- ・この条例は、制定後の取組が何より大切と捉え、本条例にもとづく取組状況について調査し、必要な措置を講じていきます

19

「(仮称)尼崎市自治のまちづくり条例」 の特徴

- シチズンシップの位置づけ
- そのための「学び」を重視し、「学びの場」をつくっていく
(市民、職員ともに)
- 職員の意識・役割を踏み込んで記載
(自治を担う一員としての自覚と責任感、横断的支援)
- 市民の市民活動団体への加入、活動への参加に言及
- 地域コミュニティへの支援
(地域振興C、地域別予算の検討につながる方向性を記載)
- 暮らしやすい地域づくりに向けて、お互い様の精神と対話の姿勢を重視

20

ご清聴ありがとうございました。

21